

用者を主体として、利用者と提供者が対等な関係を持ち、利用者の自己決定・自己実現の支援を基本とし、地域住民を地域福祉推進の主体として位置づけたわけです。

民生委員・児童委員は地域のなかで信頼関係を築き、問題を抱えた人々と地域のつながりをつくる橋渡しの役割を果たし、すべての人々がよりよく生きる、共に助け合えるコミュニティづくりという視点での活動を目指しています。

社会福祉活動を行う者としての民生委員・児童委員の役割は、サービス利用制度の仕組みから漏れる人や利用しようとしていない人々への対応も含め、関係機関や団体と連携しながら進められる活動であり、理解者や協力者を広げ、活用できる社会資源の発掘、情報提供、見守り活動など、地域住民がその人らしい生活を送るための支援とともに、安心して暮らせる町づくりを進めてまいります。

今後とも皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、地域福祉推進の時代における民生委員・児童委員として、その大きな期待にお応えしたいと思います。



高齢者の虐待防止 ケアマネジャーはどうかかわるか

徳島県運営適正化委員会
前事務局長 森 弘文

第10回学術研修セミナーでは、様々な視点から高齢者の虐待について述べられたが、特に、介護保険・福祉サービスの利用者の権利擁護の視点から、関連事業等を紹介したい。

契約型福祉社会が進む中、介護保険や福祉サービス利用者は、加齢に伴う機能の低下や精神的な不安から、サービス提供者との対等性を担保するために、公的サービス等で権利を守られる必要がある。

そのために、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みや福祉サービス利用援助事業としての地域福祉権利擁護事業が創設された。しかし、このような事業や仕組みは、利用者や家族に知ってもらい、うまく使って頂くことに意味がある。苦情解決の仕組みは、福祉サービス提供事業所内の苦情解決体制整備と運営適正化委員会の設置であり、平成12年度に仕組みが創設されている。また、地域福祉権利擁護事業は、平成11年度より、日常的な金銭管理を中心に痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等の生活をサポートしている。

利用者と直接関わる様々な専門職は、互いの活用できる社会資源や制度の枠組みを把握し、専門職同士が網の目のごとくネットワークを張り巡らし、利用者がその人らしく自立した生活をしていくための側面的なサポートが一番重要とされている。

今後とも、ケアマネジャーには、介護保険制度のキーパーソンとして、他の専門職と結びつき、利用者の立場に立った社会福祉システムの構築を目指して、協働し、更なる活動をお願いしたい。



平成16年度

学術研修委員会の事業予定

委員長 羽田 勝

本年度の初任者研修では、ケアプランの立案に際してICF(International Classification of Functioning, Disability and Health: 国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版-)の考えを取り入れたプランニングが勧められています。過去に初任者研修を受けられたベテランは、後進から「ICF」なる単語を聞かれて戸惑われたのではないのでしょうか。また、この考えをさらに一歩押し進めると歳をとっても要介護状態にならないようにするための予防法、すなわち「介護予防」の考えにたどり着きます。

学術研修委員会では、現場で働く介護支援専門員が今のような難問に直面し、その解決のために何を必要としているのかといった視点から、時宜に合った知識や技術を習得していただけるように、テーマと講師を選定し運営して参りました。

本年度もこのような姿勢で、セミナーを運営していきたいと考えています。

そこで、第11回学術研修セミナーを徳島地区オープン相談会と同時開催の形式で本年11月に予定しています。現時点ではセミナーのタイトル、講師などについては未定ですが、ICFの考えに沿ったケアプランの立て方、介護予防の取り組み、痴呆の進行防止のための各種療法の紹介などの中から実現可能なものを設定したいと考えています。

これ以外にも、会員各位のご要望に応じてテーマの選定をしていきたいと思っておりますので、どしどしご希望を委員会、あるいはお近くの委員までお寄せ下さい。

2004年度世界アルツハイマーデー標語

「ぼけ」はみんなの問題、
私の問題、あなたの問題

